



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発 行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

新年あけまして

おめでとうございます



2019新春

のつどい

2019年1月13日(日)
 18時開場
 18時30分開始
 文京区民センター3A
 奮ってご参加ください!

郵政産業労働者ユニオン東京地本委員長 田中孝史

2019年の新年を迎えるにあたり、年頭のご挨拶を申し上げますとともに、旧年中に賜りました郵政産業労働者ユニオン東京地方本部の諸活動へのご協力に、心より御礼申し上げます。

安倍晋三首相が、昨年12月10日まで行なわれた臨時国会で、自民党改憲案を提示し、あわよくば発議まで狙っていたのに対し、提示を阻止した意義は非常に大きなものがありました。国民世論と野党の結束が、提示を阻止したのです。この成果は、私達が見習うべき大きな教訓となりました。

郵政労契法20条裁判高裁での勝利判決も、正社員と非正規社員が力を合わせてたたかってきた事が大きな成果となりました。今後は郵政労契法20条裁判で勝ち取った成果を、会社の実施を強く迫る事が求められるのではないのでしょうか。昨年は、力を合わせてたたかう事で私達は、困難だと思える問題でも解決出来る事を学んだ一年でありました。

今年も憲法改悪阻止をはじめとした国民的なたたかいかや、郵政労働者の生活を守り労働条件改善のたたかいか等は、決して平坦な道のりではありませんが、一步一步着実に前に歩いていき、解決していこうではありませんか。そのためには、皆様が積極的にあらゆる運動へ参加し、共に力を合わせてたたかいていきましょう。今年も、どうぞ宜しくお願いいたします。

最後となりますが、本年も安全と健康に十分ご留意され、皆様とご家族の皆様にとってすばらしい一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。



渋谷郵便局

郵便局のある街・渋谷



スクランブル交差点

渋谷郵便局、12階建てのビルで、一階にはコンビニが入っています。組合事務室は9階にあるのですが、なかなかエレベーターが来ないのが難点です。ご存じ、スクランブル交差点とハチ公の銅像です。駅のすぐそばにあるので、人だらけで、近寄りづらいです。ハロウィーンやサッカー日本代表の試合があったときには、さっさと渋谷を離れたいものです。



ハチ公の銅像

格差是正へ、一步前進

労契法20条裁判勝利判決

12月13日、東京高裁において「郵政労契法20条東日本裁判」の控訴審判決が出され、原告3人全員の請求を認めて、日本郵便に対し地裁判決を上回る損害賠償を命じました。

今回の判決は、労働条件の格差是正を求めて正社員、非正規社員が、ともに一致団結してたたかってきた運動の大きな成果です。

上回る10割支給という西日本の大阪地裁と同じ判断をしました。

東京高裁は、格差是正を求めていた労働条件のうち年末年始手当および住居手当、病休の損害賠償として合計167万6780円の支払いを命じました。東京地裁に続き、東京高裁も夏期・冬季休暇と有給の病気休暇を取得させないことを不合理な相違と認め、住居手当は6割、年末年始業務手当は8割の支給とする地裁判決を

また、今回の判決は、有給の病気休暇に損害賠償が認められました。20条裁判では全国で初めての判断です。会社側は正社員との相違について、長期雇用のインセンティブの付与を理由に挙げていましたが、判決文では格差を認める理由として長期雇用のインセンティブという文言は削除され、会社の主張は採用されませんでした。残念ながら格差の大きい



賞与や早出手当などの支払いは認められませんでした

当面の行動日程

- 1月5日 地本執行委員会
- 7日 東京地評旗開き ホテルベルク ラシック18時30分
- 8日 春闘早朝宣伝 池袋東口8時
- 11日 全労協・東京全労協旗開き 新橋交通ビル 18時30分
- 16日 経団連包囲丸之内デモ 厚労省前11時より
- 20、22日 スキー交流会
- 24日 郵政20条西日本高裁判決 大阪高裁82号13時15分
- 26日 地本執行委員会・女性部学習会 新富区民館 9時30分
- 27日 東京地評評議委員会 建設プラザ 13時30分
- 30日 春闘決起集会 杉並公会堂 18時30分
- 2月2日 第13回地方委員会
- 9・10日 第7回中央委員会
- 10・11日 全国書記長会議

各種人事制度の改正について 住居手当の一部改正 一般職・短時間社員



★住居手当の一部改正（正社員）

- ・10月から一般職及び短時間勤務職の手当が廃止になります。
- ※短時間勤務職の場合は、一般職からの転換者に限りません。※2018年9月から引き続き住居手当を受けている社員には経過措置があります。
- ※改正に伴い2017年度と比較し2018年度以降の年収が下回る場合は、差額相当額を精算。（20

19年11月支給予定のため、時期になりましたら別途通知あり。）

◆中央本部交渉では、20条裁判大阪地裁判決を踏まえながら、「納得できない」と表明しました。会社の「労働力構成の推移」でも今後、一般職の構成比が大きくなることを指摘するとともに、単なる負担増という点にとどまらず、今後の生活環境の変化においても未受給の社員にとっても影響が大きいことを挙げ、「労

働力確保の点からも廃止の撤回を」と求めました。会社は「現在受給している人にとって不利益である」とは認識しているとしながら、「様々な制度改善、経過措置をとり、総合的に勘案している。手当は今日的な観点から見直す」と回答しました。

本部は「手立てをとっても、低賃金という本質は変わらない」と指摘し、重ねて見直しを求めました。

「住居手当廃止の撤回を！」

